

～いい家あった！プロジェクト～住宅の取得・家賃支援〔概要版〕

『～いい家あった！プロジェクト～住宅の取得・家賃支援』とは、市内における新婚世帯・子育て世帯の居住促進、空き家の流通促進等を図る制度（芦屋市新婚・子育て世帯住宅ストック活用支援制度）の愛称です。
下記条件に該当する世帯の方が、補助対象の住宅を取得・賃借した場合、**住宅取得費用・住宅賃借費用・引越費用の一部を補助する制度**です。

対象世帯

補助対象の世帯は、次の(1)新婚世帯又は(2)子育て世帯に該当し、(3)～(10)の全てに該当する世帯を対象とします。

- (1) 新婚世帯:当該年の3月1日からその翌年の2月27日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
※婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること
- (2) 子育て世帯:中学生以下の子がいる世帯
- (3) 世帯員全員が、当該住宅に住民登録を行っていること
- (4) 夫婦(一人親世帯の場合はその者)の所得合計が**500万円未満**であること
- (5) 過去に本制度による補助又は国、兵庫県及び他市が実施する本制度と同様の補助等を受けていないこと
- (6) 世帯員全員が、市税を滞納していないこと
- (7) 世帯員全員が、暴力団員でないこと
- (8) 5年以上継続して当該住宅に居住する意思があること
- (9) 地域活動等に積極的な参加意思があること
- (10) 補助申請を当該年度の2月27日までに完了できること

対象住宅

補助対象の住宅は、次の(1)～(6)の全てに該当する住宅を対象とします。

- (1) 市内に所在する住宅であること
- (2) 耐震基準を満たすこと
- (3) 6か月以上使用されていない状態で契約した住宅であること
- (4) 築20年以上経過していること
- (5) 住戸専用面積が、55平方メートル以上であること
- (6) 賃借した住宅が、市営住宅等の公的賃貸住宅、寮等の給与住宅等でないこと
※UR賃貸住宅は、補助対象住宅となります。
※管理計画認定マンションの場合は、(2)及び(3)の条件を満たす必要はありません。
※管理計画認定マンションは、(公財)マンション管理センターのHPより、検索の上、ご確認下さい。

募集期間

令和7年7月1日から令和8年2月27日まで(予算がなくなり次第受付終了)

補助金額

住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用(いずれも当該申請を行なう年度の4月1日からその翌年の2月27日までの間に申請者等が支払った費用に限る。)を合算した額から他の公的制度による助成対象となる部分の額を控除した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とします。

1世帯あたりの上限金額は下記とします。

補助対象費用	補助金額の上限
(A) 住宅取得費用及びそれに伴う引越費用	1,000,000円
(B) 婚姻日における夫婦の年齢が29歳以下の新婚世帯の住宅賃借費用及びそれに伴う引越費用	600,000円
(C) (B)以外の世帯の住宅賃借費用及びそれに伴う引越費用	300,000円

(1) 住宅取得費用:結婚又は子育てを機に新たに市内で住宅の取得(売買契約を締結した日が令和7年4月1日以降のものに限る。)をするのに要した費用(土地の取得に要した費用を除く。)をいう。

(2) 住宅賃借費用:結婚又は子育てを機に新たに市内で住宅の賃借(賃貸借契約を締結した日が令和7年4月1日以降のものに限る。)をするのに要した費用(当該住宅の賃料(3ヶ月分に限る。)、敷金、礼金、共益費(3ヶ月分に限る。)並びに仲介手数料)をいう。

(3) 引越費用:引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

※上記(1)～(3)について、勤務先等から手当が支給されている場合には、当該手当に相当する額を除きます。

必要書類・よくあるご質問

下記HPにて、『申請書類の一覧』及び『よくあるご質問をまとめたQ&A』のリンクがございます。
(申請書類の様式は、2025年7月1日を目途にダウンロードできるようになります。)

<https://www.city.ashiya.lg.jp/juutaku/iiiieatta.html>



その他、ご質問や不明点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡願います。

申請先・お問い合わせ先

芦屋市 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

TEL:0797-38-2721

MALL:jutaku@city.ashiya.lg.jp

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 (平日 9:00～12:00、12:45～17:00)

2025年5月29日作成版